

令和5年度運営指導における指導事項について

1 個別サービスに関する事項

特定施設入居者生活介護

○人員配置基準について

[事例]

- ・総利用者数が30を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で1以上の看護職員の配置が必要とされているが、必要とされている看護職員の配置が確認できなかった。人員基準欠如に該当する。

[事例]

- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームにおいて、特定施設入所者生活介護として配置している看護職員の数が人員基準を満たしていなかったため、人員基準欠如に該当した。

看護・介護職員の人員基準欠如については、

- ・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで
- ・人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）利用者等の全員について所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算することとなりますので、御注意ください。
- ・養護老人ホーム又は軽費老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、介護保険法の居宅サービスである特定施設入居者生活介護と、老人福祉法の老人福祉施設としての人員基準をそれぞれ満たす必要があります。

特定施設入居者生活介護の人員基準を満たしている場合でも、老人福祉施設として別に職員を配置しなければならない場合がありますので、それぞれの人員基準を御確認の上、適切な人員配置をされるようお願いいたします。

看護職員が特定施設入居者生活介護と養護老人ホームの業務を兼務している場合は、それぞれの事業所で勤務した時間のみを常勤換算の対象時間数としてください。

○重要事項説明書の説明・同意について

[事例]

- ・特定施設入居者生活介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこととされているが、重要事項説明書そのものを作成していなかった。（有料老人ホームの重要事項のみで説明を行っていた。）
- ・介護報酬改定等に伴い、利用料の変更が生じた場合、重要事項説明書を交付して説明を行う必要があるが、令和3年度の介護報酬改定に伴う利用料の変更について、重要事項説明書の説明を行っていなかった。

特定施設入居者生活介護事業は、有料老人ホームと利用料等で異なることから、重要事項説明書については、有料老人ホームとは別に作成しなければなりません。

また、重要事項説明書には利用料の額について、記載することとなっていることから、利用料の変更が生

じると、重要事項説明書の変更が必要ですので、変更部分の説明し、同意を得て交付してください。

○身体的拘束等の適正化

〔事例〕

- 1 身体的拘束等を行った際に、利用者の日々の心身の状況等が適正に記録していなかった。
- 2 身体的拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講じなければならないが、講じていなかった。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

1 上記の件について、委員会の開催、指針の整備、研修を所定の回数以上実施していることが確認できなかった場合については、身体的拘束廃止未実施減算に該当する事由であるため、速やかに改善計画を提出するとともに、計画書提出の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することとなりますので、御注意ください。

2 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、**基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算すること**となります。

2 委員会の開催内容について

委員会の構成メンバーは幅広い職種により構成すること。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、選任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。

介護老人福祉施設が、報告、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。具体的には、次のようなことを想定しています。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

3 指針の整備について

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととされています。

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

4 研修の実施について

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設入居者生活介護における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとなります。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設入居者生活介護が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。

上記の件について、委員会の開催した記録(会議録等)及び介護職員その他の従業者に周知した記録、研修の実施記録について、**記録の未整備**の事案が多く散見されます。場合によっては上記のような「身体的拘束廃止未実施減算」につながる場合もありますので、今一度記録等を見直し整備してください。

○介護について

[事例]

入浴が困難であった場合に、清拭の実施状況が不明であった。

自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければなりません。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとなります。そのため、入浴ではなく、清拭対応になった場合の記録も必ず残してください。

○特定施設サービスの計画について

[事例]

・特定施設サービス計画の作成する際、利用者の解決すべき課題が把握されていなかった。

上記の件について、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。

・特定施設サービス計画を作成する際、計画作成日・利用者に対する同意日以降に、他の特定施設従業者との協議が行われていた事例があった。

上記の件について、計画作成の段階で、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならないとされていることから、他の特定施設従業者との協議は、同意日前に行い、意見を踏まえた上で、同計画を作成する必要があります。

○勤務形態一覧表の作成について

[事例]

・看護職員と個別機能訓練指導員を兼務している職員の勤務時間について、勤務形態一覧表に実態と異

なる勤務時間を記載していた。

上記の件について、実態と異なる勤務形態一覧表（例えば、勤務形態一覧には、1日の時間数が管理者4時間、介護職員4時間となっているが、実際は管理者2時間勤務、介護職員6時間勤務だった等）が作成されていた事例がありました。実態に即した勤務形態一覧表を作成してください。

勤務形態一覧表は、特定施設従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を明確にする必要があります。

また、変更届出の際にしか勤務形態一覧を作成していない、という事例も確認されましたので、旭川市への提出の有無に限らず、上記の事項を記載した勤務形態一覧表を作成してください。

○掲示について

[事例]

- ・特定施設入居者生活介護事業者は、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するか、それらの事項を記載した書面をいつでも自由に閲覧できる（以下「掲示等」とします。）ようにしなければならないが、掲示等が確認できなかった。

上記の件について、掲示等を行うようにしてください。

○事故発生時の対応について

[事例]

利用者の誤薬等が発生していたが、旭川市へ報告を行っていなかった。

特定施設入居者生活介護事業所内で、旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領に報告の範囲等に記載のある事例については、旭川市へ報告が必要ですので、報告書を提出してください。

○非常災害対策の対応について

[事例]

- ・非常災害に関する具体的計画を立てていなかった。

消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定してください。

- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていなかった。

消防計画等に基づく避難、救出訓練及び消火訓練を年2回以上行い、その記録を整備してください。また、訓練のうち1回は夜間又は夜間想定訓練としてください。

○個別機能訓練加算

[事例]

- ・個別機能訓練加算を算定する際の個別機能訓練を行う場合は、開始時及び3か月毎に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、その旨記録することとされているが、その記録が確認できなかった。
- ・個別機能訓練加算の算定をする際、利用者毎の個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練を行った際に算定することとなるが、個別機能訓練計画書には、集団訓練・個人訓練がそれぞれ計画されていたが、個別訓練の実施状況は確認できなかった。

・開始時及び3か月毎に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、その旨記録すること

・利用者毎の個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練を行った際に算定することは、算定要件となっていることから、記録の整備を確実に行ってください。確認できなかった場合については、場合によっては過誤調整になることもありますので、御注意ください。

[事例]

・個別機能訓練加算の人員要件である常勤専従の機能訓練指導員が配置されていなかった。

・個別機能訓練加算を算定するに場合は、常勤専従の機能訓練指導員を1人以上配置する必要があります。人員要件を満たすことが確認出来なければ、場合によっては過誤調整による返還となる場合がありますので、十分御注意ください。

○夜間看護体制加算

[事例]

・夜間看護体制加算を算定する際、重度化した場合における対応に係わる指針を定め入居の際に、利用者又は家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ていることが必要であるが、確認出来なかった。

上記については、算定要件の一つとなっていることから、重度化した場合における対応に係わる指針について入居の際に、同意を得てください。また、その旨確認できる記録の整備を確実に行ってください。確認できなかった場合については、場合によっては過誤調整になることもありますので、御注意ください。

○利用料等の受領、健康管理、衛生管理等について

[事例]

・一部の利用者に対し、感染対策で使用する使い捨てグローブの費用を負担させていた。
・一部の利用者に対し、訪問看護を利用した際の費用を利用者に負担させていたことが確認された。

特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の発生及び感染症のまん延をしないように、必要な措置を講じることとなっていることから、感染対策で使用する使い捨てグローブは、事業所で用意しなければならないものであり、利用者に負担させることは不適切です。

また、特定施設の看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならないとされていることから、原則として、健康管理等の業務を特定施設で行わなければならないことから、訪問看護を利用した際の費用を、利用者に負担させることは不適切です。(ただし、特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業所の費用負担により、その利用者に対して他の居宅サービスを利用させることは差し支えありません。)

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp